

徳島市情報公開・個人情報保護審査会答申

(徳情個審答申第53号)

令和3年12月10日

徳情個審答申第53号
令和3年12月10日

審査庁
徳島市監査委員 殿

徳島市情報公開・個人情報保護審査会
会長 永本 能子

徳島市情報公開条例第19条第1項の規定に基づく諮問について（答申）

令和3年9月6日付け徳監発第100号により徳島市監査委員から諮問のありました公文書の非公開決定に関する審査請求の件について、次のとおり答申します。

第1 審査会の結論

徳島市監査委員が行った本件非公開決定処分（令和3年8月20日付け徳監発第90号。以下「本件処分」という。）は、妥当である。

第2 事案の概要

- 1 審査請求人は、令和3年8月17日、徳島市監査委員に対し、住民監査請求について令和元年11月27日に市民環境部長、同副部長、市民環境政策課長、その他の関係職員から監査委員が事情聴取を行った時の録音テープ等及び議事録の公開を求め、徳島市情報公開条例（平成19年徳島市条例第1号）第5条に基づく公文書公開請求（以下「本件公開請求」という。）をした。
- 2 徳島市監査委員は、本件公開請求に対し、令和3年8月20日付けで、請求の対象とされている録音テープ等及び議事録については作成しておらず、不存在であることを理由として本件処分をした。
- 3 審査請求人は、本件処分について令和3年9月2日、審査請求（以下「本件審査請求」という。）をした。
- 4 当審査会における審査に際し、処分庁に対して決定理由説明書の提出を求めたところ、令和3年9月22日、同文書（令和3年9月22日付け徳監発第102号）が提出され、これに対し、審査請求人に意見書の提出を求めたところ、意見書が令和3年10月5日及び同月18日に提出された。

さらに、審査請求人から令和3年10月5日、口頭意見陳述の申立てがあったため、同年11月19日に当審査会において口頭意見陳述を行っている。

第3 審査請求人の主張の要旨

- 1 審査請求人が住民監査請求について請求人として監査委員に陳述をした際には録音していたので、担当課の陳述の際も録音しているはずである。
- 2 監査事務局の職員は、当初、監査結果ができたので録音を消去したと言っていたが、後に録音はしていないに変わった。

第4 徳島市監査委員の主張の要旨

- 1 徳島市監査事務局では、請求人の陳述、関係職員の事情聴取の議事録を作成する規定はない。
- 2 監査請求をした請求人の陳述については録音をしているが、監査結果を作成する際に陳述内容を再確認する必要性が生じる場合に備えて補助的なものとして録音しているものであり、監査結果を作成した時点でその必要性がなくなることから消去している。
- 3 関係職員の事情聴取については、あらかじめ提出された資料に基づき担当課の見解及び事実関係等を確認することを重視しており、聴取内容を再確認する必要性が少ないことから、録音をしていない。

第5 当審査会の判断

1 争点について

本件審査請求においては、徳島市監査委員が、公文書公開請求の対象となるべき公文書を保有しているかどうか争点となる。

2 争点についての判断

本件公開請求に係る公文書が存在しないかどうかについて、当審査会では、事務処理を担当する監査事務局において、キャビネット内を網羅的に探すとともに、ICレコーダー及びパソコン内のデータフォルダを確認した。また、録音データの取扱い等について職員に聞き取りを行った。

その結果、キャビネットには議事録が存在しないこと、ICレコーダーには一切データが保存されていないこと、パソコン内には録音データや議事録が保存されていないことを確認した。また、本件公開請求に係る議事録を作成したような形跡やカセットテープ等のICレコーダー以外の記録媒体を用いている状況も確認できなかった。加えて、監査事務局職員の説明についても不自然な点は認められなかった。

3 まとめ

以上のことから、本件公開請求に係る公文書が存在しない以上、徳島市監査委員が本件公開請求に係る公文書について不存在であることを理由として非公開としたことは、妥当である。

第6 結論

以上の理由により、「第1 審査会の結論」のとおり判断する。

以 上

《参考1》

審議委員

会 長	永本 能子
委 員	島内 保彦
委 員	本田 利広
委 員	真鍋 恵美子
委 員	村崎 文彦

《参考2》

審査会の審議経過

年 月 日	審 議 経 過
令和3年9月6日	徳島市監査委員から諮問書を受理した。
令和3年9月22日	徳島市監査委員から決定理由説明書が提出された。
令和3年10月4日 (3年度第5回審査会)	審議を行った。
令和3年10月5日	審査請求人から意見書が提出された。
令和3年10月18日	審査請求人から意見書(2回目)が提出された。
令和3年10月29日 (3年度第6回審査会)	実施機関において実地調査を実施した。 審議を行った。
令和3年11月19日 (3年度第7回審査会)	審査請求人の口頭意見陳述を行った。
令和3年12月10日 (3年度第8回審査会)	答申案の検討を行った。